

外国人との離婚による氏の変更届
(戸籍法107条3項の届)

令和 6 年 4 月 30 日 届出

在ドイツ日本国 大使 殿
総領事

受理 令和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通 知	



(よみかた) 氏を変更する 人の 氏名	(変更前) 氏 ミュラー		さちこ 名 幸子	昭和59 年 3 月 3 日生
住所	ドイツ連邦共和国ベルリン州ベルリン市ヒロシマ通り6番地			
	世帯主 の氏名 ミュラー 幸子			
本籍	東京都中央区日本橋一丁目2		番地 番	
	筆頭者 の氏名 ミュラー 幸子			
(よみかた) 氏	変更前 ミュラー	変更後 やまだ 山田		
婚姻を解消 した配偶者	氏 名 ミュラー カール ハイイツ			
婚姻解消 の原因	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 婚姻の取消し <input type="checkbox"/> 配偶者の死亡			
婚姻解消 の年月日	令和6 年 4 月 5 日			
氏を変更した 後の本籍	(氏を変更する人の戸籍に他の人がある場合のみ書いてください) 番地 番			
そ の 他	次の人の父母欄の氏を更正してください			
届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名)	ミュラー 幸子		印	

記入の注意

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本が必要ですから、あらかじめ用意してください。

(届出人の連絡先及び電話番号 0177-0000-1111 / 030-210-940 / taishikan.ryoujibu@bo.mofa.go.jp)